

債務を保証した見返りとして預入れられた担保 → **債務保証見返担保別内訳**

(単位：百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
当金庫預金積金	25	25
有価証券	-	-
不動産	-	-
その他の	921	997
小計	947	1,023
信用保証協会・信用保険	90	95
保証	898	1,307
信用	110	404
合計	2,046	2,830

将来予想される貸倒に備えるために引当した額の内訳 → **貸倒引当金の内訳**

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2017年度	458	354	-	458	354
	2018年度	354	266	-	354	266
個別貸倒引当金	2017年度	2,806	2,793	20	2,786	2,793
	2018年度	2,793	2,885	33	2,760	2,885
合計	2017年度	3,265	3,148	20	3,245	3,148
	2018年度	3,148	3,152	33	3,115	3,152

貸出金を償却した額 → **貸出金償却額**

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
貸出金償却額	-	-

保証債務見返債権等を含んだ総当分の内、不良債権の内訳 → **金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況**

(単位：百万円 %)

区分	開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (%) (B)/(A)	引当率 (%) (D)/(A-C)	
							金融再生法上の不良債権
	2018年度	7,735	7,052	4,103	2,949	91%	81%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2017年度	3,057	3,057	1,086	1,970	100%	100%
	2018年度	3,378	3,378	1,266	2,112	100%	100%
危険債権	2017年度	3,743	3,418	2,582	836	91%	72%
	2018年度	3,672	3,367	2,582	784	92%	72%
要管理債権	2017年度	928	449	332	117	48%	20%
	2018年度	683	306	253	52	45%	12%
正常債権	2017年度	148,518					
	2018年度	149,970					
合計	2017年度	156,247					
	2018年度	157,705					

※保全率、引当率は小数点第1位を四捨五入しております。
 (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸出金の内、不良債権の内訳 → **リスク管理債権の引当・保全状況**

(単位：百万円 %)

区分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C)/(A)	
破綻先債権	2017年度	147	23	123	99%
	2018年度	1,076	265	811	100%
延滞債権	2017年度	6,633	3,637	2,672	95%
	2018年度	5,959	3,578	2,075	95%
3か月以上延滞債権	2017年度	36	30	4	94%
	2018年度	19	14	1	79%
貸出条件緩和債権	2017年度	891	301	112	46%
	2018年度	664	239	50	44%
合計	2017年度	7,709	3,992	2,913	90%
	2018年度	7,720	4,098	2,938	91%

※保全率は小数点第1位を四捨五入しております。
 ※担保・保証額 (B) + 貸倒引当金 (C) > 残高 (A) となる場合は、合計保全率にて二重加算されるため、該当債権の貸倒引当金 (C) を超過分のみ減算し、算出しています。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (未収利息不計上貸出金) のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
 8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

保有している国債などの残存期間別の残高 → **有価証券の種類別の残存期間別残高**

(単位：百万円 %)

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	計	構成比
国債	2017年度	-	5,107	14,851	16,241	4,299	19,320	59,818	23.87
	2018年度	5,032	6,194	17,206	10,919	3,005	14,830	57,188	24.25
地方債	2017年度	7,092	16,227	3,016	132	-	971	27,439	10.95
	2018年度	11,456	5,893	1,780	-	-	647	19,777	8.39
短期社債	2017年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	2018年度	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2017年度	11,679	28,789	21,405	12,729	26,514	28,312	129,432	51.64
	2018年度	14,235	26,253	17,355	9,751	32,077	27,167	126,841	53.78
株式	2017年度	-	-	-	-	-	572	572	0.23
	2018年度	-	-	-	-	-	714	714	0.30
外国証券	2017年度	2,704	5,584	5,164	304	834	17,496	32,969	13.15
	2018年度	1,219	6,978	2,637	621	538	14,038	31,136	13.20
その他の証券	2017年度	0	150	-	-	147	-	421	0.17
	2018年度	29	-	-	-	97	-	205	0.09
合計	2017年度	21,477	55,859	44,437	29,407	31,796	66,101	250,655	100.00
	2018年度	31,973	45,319	38,980	21,292	35,718	56,683	235,864	100.00

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

有価証券の種類別残高及び平均残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度		2018年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	59,818	55,325	57,188	52,877
地 方 債	27,439	28,486	19,777	23,668
短 期 社 債	—	—	—	—
株 式	129,432	124,552	126,841	120,399
外 国 証 券	572	332	714	568
そ の 他 の 証 券	32,969	32,161	31,136	32,655
合 計	421	192	205	274
合 計	250,655	241,049	235,864	230,443

時価情報

有価証券の時価と帳簿価格の差益額

有価証券

売買目的有価証券…該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

満期保有目的の債券…該当ありません。

その他有価証券

(単位：百万円)

		2017年度			2018年度		
		貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差 額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	78	75	2	36	36	0
	債 券	200,126	192,074	8,051	203,112	195,573	7,538
	国 債	58,326	54,108	4,218	57,188	53,091	4,096
	地方債	27,389	26,784	605	19,777	19,490	286
	社 債	114,409	111,182	3,227	126,146	122,990	3,155
そ の 他	17,206	16,350	855	26,543	25,366	1,177	
小 計	217,411	208,501	8,909	229,692	220,976	8,716	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	478	518	△ 40	663	746	△ 83
	債 券	16,564	16,635	△ 70	695	700	△ 5
	国 債	1,492	1,494	△ 1	0	0	0
	地方債	49	49	△ 0	0	0	0
	社 債	15,022	15,091	△ 68	695	700	△ 5
そ の 他	16,185	16,537	△ 352	4,798	4,857	△ 58	
小 計	33,228	33,691	△ 463	6,156	6,304	△ 147	
合 計	250,639	242,192	8,446	235,849	227,280	8,568	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	15		15	
投資事業有限責任組合出資金	0		0	
信金中央金庫出資金	2,493		2,493	
合 計	2,508		2,508	

各種金銭信託の時価と帳簿価格の差損益

金銭の信託

運用目的の金銭の信託…該当ありません。

デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引は該当ありません。

商品有価証券残高及び平均残高

該当ありません。

協同組織(会員組織)体としての、(なかしん)の会員数

会員数

(単位：人)

	2018年3月末	2019年3月末
個 人	30,063	30,071
法 人	3,524	3,601
合 計	33,587	33,672

出資金額

(単位：百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
出 資 金	1,188	1,188
普通出資金	1,188	1,188

国際業務に関する各種指標

国際業務は行っておりません。

※海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信金中央金庫を媒体として対応しておりますので、ご利用の際は営業店におたずねください。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2018年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は208百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に理事から監事へ、監事から理事へ就任したものを含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」136百万円、「賞与」22百万円、「退職慰労金」48百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2018年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 期中に退任・退職した者はおりません。
2. 「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2018年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。